

一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会会長 } 様

鳥取県総務部営繕課長
(公印省略)

建築関係コンサルタント業務に係る技術者の取り扱いについて (通知)

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知)で技術者の保有等の要件を定めているところですが、昨今のIT技術者やテレワークが進展してきたこと及び働き方改革の観点から下記のとおり定め、令和4年12月19日から適用することとしましたので、貴会員の皆様にもご周知いただきますようお願いします。

なお「建築関係コンサルタント業務に係る技術者の取り扱いについて(通知)(令和2年10月7日付第202000173901号)」は、令和4年12月18日限りで廃止します。

(担当) 技術企画担当 衣笠 電話: 0857-26-7396 ファクシミリ: 0857-26-8141

記

1 技術者数の増減について【変更なし】

(1) 技術者が増加した場合の取り扱い

事由	報告時期	処理期間
技術者を新たに雇用した場合	雇用関係を証明する書類の発行後	報告書を受け付けた日から3ヶ月を経過した後の毎月1日(1日が閉庁日の場合は直近の開庁日)に登録を更新する。
在職者が新たに資格を取得した場合	取得した資格免許証等の発行後	毎週月曜日(月曜日が閉庁日の場合は前開庁日)15時までに提出された報告書(※1)に基づき、原則、翌週第2開庁日までに登録を更新する。

※1 毎年3月に実施する「建築関係コンサルタント業務に係る技術者保有状況等調査」で提出する報告書については、当該通知で指定する登録更新日とする。

(2) 技術者が減少した場合の取り扱い

事由	報告時期	処理期間
職員が退職・死亡等した場合	速やかに(※2)	毎週月曜日(月曜日が閉庁日の場合は前開庁日)15時までに提出された報告書に基づき、原則、翌週第2開庁日までに登録を更新する。

※2 技術者数の減による修正報告が1ヶ月以上遅延した場合は、「鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うことがあるので留意すること。

2 建築設計事務所のランク付について【変更なし】

(1) 入札参加資格が新たに認定された者のランク付

入札参加資格が新たに認定された者の建築設計事務所のランク付については、技術者数に関わらずランク付した日から1年間はCランクに登録するものとする。

ランク付した日から1年経過した後、当該期間に行った県発注業務の実績、成果品を確認し、技術者数に沿ったランクで業務を行うことが適当と認められる場合に限り当該ランクに登録するものとする。

- (2) 入札参加資格を有する者が合併、分割した場合の取り扱い
 入札参加資格を有する者が合併、又は分割等の当事者となった場合は、合併又は分割等の変更後の建築設計事務所の技術者数に沿ってランクを見直すことが適当と認められる場合に限り、直ちに技術者数に沿ったランクに登録するものとする。(変更登録に係る処理期間は1に準ずる)

3 設備設計事務所について【変更なし】

- (1) 設備設計業務の入札参加を希望する場合は、常勤技術者のうち、下記に定める資格を有する者が1名以上在籍することを要件とする。

- ア 設備設計一級建築士
- イ 建築設備士
- ウ 一級電気工事施工管理技士
- エ 一級管工事施工管理技士

※ なお、ウ及びエについては当面の間の措置であり、将来的にはアまたはイの資格を有することを要件とする予定である。

4 技術者の常勤性について【(1)にテレワーク及び例示を追記】

- (1) 休暇、休業、テレワーク及び出張について

休暇、休業又は出張が連続して1ヶ月以上、または2ヶ月間に2分の1以上となった場合は常勤性がないものとして扱うため、技術者数の減として修正報告を行うものとする。

ただし、就業規則に規定された休暇のうち、法定である産前産後、休暇及び生理休暇、並びに法定以外でいわゆる慶弔休暇(結婚、妻の出産、忌引等)等は除く。

別紙の例を参考に判断すること。

- (2) 出向について【変更なし】

他社への出向の有無等について、技術者の人数としては、出向先のみ常勤技術者として認めるものとする。

- (3) 他の建築士事務所の技術者を掛け持ちしている場合の取扱いについて【変更なし】

他の建築士事務所の技術者を掛け持ちしている場合は、常勤性の確認が困難であるため、勤務実態に関わらず常勤職員として扱わないものとする。

なお、他の建築士事務所勤務していることが判明した場合、「鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うことがあるので留意すること。

- (4) 常勤性の確認方法について【変更なし】

技術者の常勤性を確認するため、技術者と入札参加資格者の雇用関係を証明する次のいずれかの書類の写しを提出するものとする。

書類名称	添付部分
健康保険被保険者証	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
住民税特別徴収税額通知書	所属建設業者の商号又は名称、通知年月日、対象者氏名
雇用保険者証	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
源泉徴収票	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
確定申告書	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名

※ 1 上記確認資料は、申請書等の写しによる提出も可とする。(正式書類は後日提出可とする)

※ 2 上記資料が提出できない場合は、別途聞きとりを行うことがある。

※ 3 被保険者証の写しを提出する際には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。

5 その他【変更なし】

- (1) 上記によらない変更などの処理期間は、1に準じるものとする。

休暇、休業、テレワーク及び出張の常勤性の可否について

1 テレワーク

IT 技術の進展により、テレワークが一般化していることから、常勤性を認める。

ただし、技術者が県内（一般的に通勤範囲と判断される地域を含む）でテレワークを行う場合に限る。

2 介護休業

介護休業は、介護対象となる家族 1 人につき通算 93 日まで取得することができ、最大 3 回まで分割して取得することができます。

1 か月介護休業 → 1 か月勤務（×3）などの工程で、休業が 2 ヶ月間に 2 分の 1 以上とならなければ常勤性は認められる。

3 育児等による短時間勤務

第 4（1）のとおり、休業期間が 2 か月間に 2 分の 1 以上となった場合は常勤性がないとあり、一般的な短時間勤務（1 日 6 時間勤務）であればこれに該当しないため常勤性は認められる。

4 育児休業

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に就労することは想定されていない。

父親、母親のいずれかが、例えば 1 年間の育児休業を取得する場合、休業期間が 2 か月間に 2 分の 1 以上となり、月の半分以上勤務できないため実情では常勤性は認められない。

また、育児でつらい中、働かされることは、働きやすい職場と乖離することになると思われる事からも認められない。